第

5942

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2018年)$ 平成30年 4月 23日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

↔ 特定居住用財産の買換え、交換

A:次のようになりました。

【解説】

特定居住用財産の買換え及び交換の特例とは、所有期間が10年超の居住用家屋及びその敷地等を、平成5年4月1日から平成29年12月31日までの間に譲渡して、代わりの居住用財産に買い換えたときは、一定の要件のもと譲渡益に対する課税を将来に繰り延べることができるというものです。

主な要件は、次のとおりです。

- ①売却代金が1億円以下であること
- ②居住期間が10年以上で、かつ、売った年の 1月1日において譲渡した家屋やその敷地 の所有期間が共に10年を超えるものである こと
- ③買い換える建物の床面積が50平方メートル 以上のものであり、買い換える土地の面積 が500平方メートル以下のものであること
- ④譲渡の日の前年1月1日から譲渡した年の 12月31日までの間に取得をして、取得した 日から譲渡した日の翌年12月31日までの間 に自己の居住の用に供すること又は供する 見込みであること

平成30年の税制改正では、適用対象になる 財産にいわゆる非耐火既存住宅に経過年数等 の要件を加えた上で、適用期限が2年延長さ れました。







